

報告第 41 号

小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱の廃止について

このことについて、別紙のとおり報告する。

平成 27 年 3 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

報告理由

平成 18 年 12 月 27 日告示第 94 号によって現行の要綱である小城市文化財保存事業費補助金交付要綱を制定したため、旧要綱を廃止したことを報告する。

小城市告示第 14 号

小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱を廃止する
告示

小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱（平成 17 年小城市告示
第 16 号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市文化財保存事業費補助金交付要綱

平成18年12月27日

告示第94号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内に所在する文化財の保存及び保護活用を図るため、当該文化財の所有者又は管理者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則(平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助の対象事業及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象事業及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金等交付申請書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(補助金交付の通知)

第4条 規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 主たる事業費及びその他の経費の区分に基づき配分された額のいずれか低い額の20パーセントを超えない額の相互流用

イ 当該事業の目的及び仕様に影響を与えない軽微な変更

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し補助事業完了後5年間保管すること。

2 補助事業者は、前項第2号の規定により承認を受けようとする場合は、文化財保存事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金等交付請求書)

第7条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	補助率
文化財保護法(昭和25年法律第214号)に規定する国指定文化財等で国庫補助を受けて実施する事業	補助対象事業費から国及び県の補助金を差し引いた額の2分の1以内
佐賀県文化財保護条例(昭和51年佐賀県条例第22号)に規定する県指定文化財で県費補助を受けて実施する事業	補助対象事業費から県の補助金を差し引いた額の8分の3以内
小城市文化財保護条例(平成17年小城市条例第95号)に規定する市指定文化財で保存整備等に必要事業	補助対象事業費の2分の1以内
県指定文化財、市指定文化財で小城市の歴史、文化を後世に残す上で、特に重要、かつ所有者等に過重な負担となるものとして、市長が特に認めた事業	補助対象事業費から国及び県補助金の額を差し引いた額で全体額の10分の8以内

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

小城市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

㊞

文化財保存事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり小城市文化財保存事業を実施したいので、小城市文化財保存事業費補助金 円を交付されるよう、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 事業及び文化財の名称

事業の名称

文化財の名称

2 事業の目的及び内容

3 事業の経費の配分

主たる事業費 円

その他の経費 円

計 円

4 事業の経費の使用方法

5 事業の着手及び完了予定年月日

着 手	年	月	日
完 了	年	月	日

6 交付を受けようとする補助金の額

	円	
(補助対象額	円の	%又は定額)

7 事業の実施のために文化財の所在の場所を変更するとき

- ア 変更後の場所
- イ 事業完了後復すべき場所及び日時

8 その他参考となるべき事項

9 添付書類

- (1) 事業計画を具体的に示す設計書(別紙a)
- (2) 設計図
- (3) 補助事業に係る収支予算書(支出内訳明細書を含む。)(別紙b)
- (4) 工程表(別紙c)
- (5) 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面類
- (6) その他教育委員会が必要と認める書類

(別紙a)

設計書

(1) 補助事業に係る文化財の概要

名称等

名 称	構造形式及び寸法	所 在 地	備 考

指定年月日

年 月 日

過去における事業の内容とその実施年度(自費事業を含む。)

現在の状況

(2) 補助事業の内容

概要

工事事務

工事仕様

(別紙b)

補助事業に係る収支予算書

収入の部

区 分	金 額	備 考
県 補 助 額		
市 補 助 額		
所 有 者 負 担 額		
小 計		
国 庫 補 助 額		
合 計		

支出の部

区 分		金 額	備 考
補 助 対 象 事 業	主たる事業費		
	小 計		
補 助 対 象 事 業	その他の経費		
	小 計		
合 計			

支出内訳明細書

区 分		摘 要	金 額	積算の基礎
補 助 対 象 事 業	主 た る 事 業 費			
		小 計		
	そ の 他 の 経 費			
		小 計		
合 計				

(別紙c)工程表

事業名	期間	年 月 日着手			年 月 日完了							
		年	月	日	年	月	日					
施 工 部 目	年 度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

第 号
年 月 日

文化財保存事業費補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

小城市長



年 月 日付けで申請のあった 年度小城市文化財保存事業費補助金について、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け(以下「申請書」という。)で申請のあった 事業名 事業として、その内容は、申請書記載の事業計画のとおりとする。

2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更に
より補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知する。

- (1) 補助対象経費 円
- (2) 補助金の額 円

3 補助金の額の確定は、小城市文化財保存事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条に定める算出方法により行うものとする。

4 この補助金は、次の事項を条件として交付するものとする。

- (1) 小城市補助金等交付規則(以下「規則」という。)及び要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

小城市長 様

補助事業者 住 所
氏 名



文化財保存事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた小城市文化財保存事業について、別紙のとおり事業の内容を変更し、金 円の追加交付(減額承認)を受けたいので、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	
変更により増(減)額すべき市費補助金の額	

(注)1 事業計画書を添付すること。

2 金額の変更のない変更申請の場合は()の部分を消去すること。

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

小城市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

㊞

文化財保存事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった小城市文化財保存事業費補助金として、次の金額を交付されるよう、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により、請求します。

請 求 額 金 円

小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱

平成17年3月1日

告示第16号

(趣旨)

第1条 市長は、小城市文化財保護条例(平成17年小城市条例第95号)の規定に基づき、市内に所在する文化財の保存及び保護活用を図るため、所有者又は管理者(以下「補助事業者」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その補助金に関しては、小城市補助金等交付規則(平成17年小城市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象の範囲)

第2条 この告示における補助対象の範囲は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)佐賀県文化財保護条例(昭和51年佐賀県条例第22号)及び小城市文化財保護条例に規定する文化財並びに小城市文化財保護審議会が適当と判断した文化財で、市長が特に必要と認めるものとする。

(補助の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率等は、別表のとおりとする。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請をしようとする者は、文化財保存対策事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長が指定する日までに提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第5条 市長は、補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に対し文化財保存対策事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、市長は、補助金の交付の決定に当たって次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 規則及びこの告示の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、市長の承認を受けること。ただし、当該事業の目的及び内容に影響を与え

ない軽微な変更については、この限りではない。

(3) 補助事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明らかにした帳簿及びすべての証拠書類を整理しておくとともに補助事業完了後5年間保管すること。

2 補助事業者は、前項第2号の規定により事業の変更をしようとする場合は、文化財保存対策事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、事業完了の日から10日を経過した日又はその年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金等交付申請書)

第8条 規則第15条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の牛津町文化財保存対策事業費補助金交付要綱(平成11年牛津町教育委員会要綱第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第3条関係）

補助対象事業	区分	補助対象経費	補助率
国の指定文化財で 国庫補助を受けて 実施する事業	建造物	防災設備整備に要する経費	対象経費から国補助 を除いた残額の3分 の1以内
	伝統的建物群	保存修理に要する経費	
		保存対策調査に要する経費	
	美術工芸品	保存修理に要する経費	
	記念物	保存修理に要する経費	
		史跡等買上げに要する経費	
埋蔵文化財	発掘調査に要する経費 出土遺物保存処理に要する 経費		
民俗文化財	有形・無形の保存に要する経 費		
県の指定文化財で 県費補助を受けて 実施する事業	建造物	保存修理に要する経費	対象経費の8分の3 以内
	美術工芸品	保存修理に要する経費	
	記念物	保存修理に要する経費	
		環境整備に要する経費	
		史跡等買上げに要する経費	
	埋蔵文化財	緊急な発掘調査で原因者の 費用負担が困難と認められ る調査に要する経費	
民俗文化財	有形・無形の保存に要する経 費		
市の指定文化財で 保存整備等に必要 な事業	建造物	保存修理に要する経費	対象経費の2分の1 以内
	美術工芸品	保存修理に要する経費	
	記念物	保存修理に要する経費	
		環境整備に要する経費	
		史跡等買上げに要する経費	
民俗文化財	有形・無形の保存に要する経 費		
国の登録文化財で その保存整備に必 要な事業	建造物	保存修理に要する経費	対象経費の2分の1 以内

様式第1号(第4条関係)

番 号
年 月 日

小城市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

㊟

文化財保存対策事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり文化財保存対策事業を実施したいので、小城市文化財保存対策事業費補助金 円を交付されるよう、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業及び文化財の名称

事業の名称
文化財の名称

2 補助事業の目的及び内容

3 補助事業の経費の配分

主たる事業費	円
その他の経費	円
計	円

4 補助事業の経費の使用方法

5 補助事業の着手及び完了予定年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

6 交付を受けようとする補助金の額

(補助対象額 円の %又は定額)

7 補助事業の実施のために文化財の所在の場所を変更するとき

ア 変更後の場所

イ 事業完了後復すべき場所及び日時

8 その他参考となるべき事項

9 補助金交付申請書の添付書類

- (1) 申請者の資産及び負債に関する書類
- (2) 事業計画を具体的に示す設計書 (別紙様式 a)
- (3) 設計図
- (4) 補助事業に係る収支予算書 (支出内訳明細書を含む。) (別紙様式 b)
- (5) 工程表 (別紙様式 c)
- (6) 補助事業を実施しようとする箇所又は地域を示す写真及び図面類

(様式 a)

2 設計書

(1) 補助事業に係る文化財の概要

名称等

名 称	構造形式及び寸法	所 在 地	備 考

指定年月日

年 月 日

過去における事業の内容とその実施年度(自費事業を含む。)

現在の状況

(2) 補助事業の内容

概要

工事事務

工事仕様

(様式 b 1)

4 補助事業に係る収支予算書

収入の部

区 分	金 額	備 考
県 補 助 額		
市 補 助 額		
所 有 者 負 担 額		
小 計		
国 庫 補 助 額		
合 計		

支出の部

区 分	金 額	備 考
補 助 対 象 事 業	主たる事業	
	小 計	
	その他の経費	
	小 計	
合 計		

(様式b 2)

支出内訳明細書

区 分		摘 要	金 額	積算の基礎
補 助 対 象 事 業	主 た る 事 業 費			
		小 計		
	そ の 他 の 経 費			
		小 計		
合 計				

(様式c)

5 工程表

事業名	期間	年 月 日着手			年 月 日完了							
		年	月	日	年	月	日					
施 工 部 目	年 度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

文化財保存対策事業費補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度小城市文化財保存対策事業費補助金については、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

年 月 日

小城市長



- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号 (以下「申請書」という。)で申請のあった 事業名 事業として、その内容は、申請書記載の事業計画のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知する。
 - (1) 補助対象経費 円
 - (2) 補助金の額 円
- 3 補助対象経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書記載のとおりとする。
- 4 補助金の額の確定は、小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第3条に定める算出方法により行うものとする。

5 この補助金は、次の事項を条件として交付するものとする。

- (1) 小城市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
ただし、次に規定する軽微な変更については、この限りでない。
主たる事業費及びその他の経費の区分に基づき配分された額のいずれか低い額の20パーセントを超えない額の相互間の流用
当該事業の目的及び仕様に影響を与えない軽微な変更
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (7) 規則第7条第1項の規定による申請の取下げができる期日は、 年
月 日までとする。

様式第3号(第6条関係)

番 号
年 月 日

小城市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

㊟

文化財保存対策事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で小城市文化財保存対策事業費補助金の交付の決定を受けた次の事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により増(減)額すべき市費補助金の額	

(注)別紙として、事業計画書を添付すること。

様式第4号(第8条関係)

番 号
年 月 日

小城市長 様

補助事業者 住 所
氏 名

印

文化財保存対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知があった小城市文化財保存対策事業費補助金として、小城市補助金等交付規則及び小城市文化財保存対策事業費補助金交付要綱の規定により、次のとおり請求します。

請 求 額 金 円